

一般競争入札(条件付)公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり設計・施工一括発注方式(事前審査型)一般競争入札(条件付)を実施する。

なお、本件入札は、最低制限価格を設定している。

また、設計・施工一括発注方式(性能発注方式)の実施に当たっては、美咲町設計・施工一括発注方式(性能発注方式)実施要領(平成29年美咲町告示第42号)によるものとする。

平成29年4月12日

岡山県久米郡美咲町長 定本 一友

1 工事の概要

案件番号	—	工 事 概 要	調査測定 N=1式 機械設備解体工事 N=1式 建築物解体工事 N=1式 汚染物・解体物処分費 N=1式
工事番号	K336661201701170001		
工事名	循環型社会形成推進事業 柵原クリーンセンター焼却施設解体工事		
路線河川名	柵原クリーンセンター		
工事場所	美咲町 連石 地内		
予定工期	この入札による契約を締結した日から 平成30年1月31日		

2 入札に参加できる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1 入札参加資格共通事項	「一般競争入札(条件付)公告共通事項」のとおりに
2 当該入札参加資格業種	とび・土工・コンクリート工
3 業者格付	A以上
4 経営事項審査評定値	800点以上
5 営業所の所在地に関する条件	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を岡山県内に有していること(「主たる営業所」とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)、又は美咲町建設工事入札参加資格審査申請書に記載された美咲町と契約する営業所を岡山県内に有していること。
6 特定建設業許可に関する条件	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(とび・土工・コンクリート工)の許可を有していること
7 施工実績に関する条件	1) 平成14年度以降に元請負人として、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日基発第401号の2)に基づき官公庁(地方公共団体出資の公社、事業団を含む)から発注されたごみ焼却施設(一般廃棄物処理施設)で、5t/日以上の解体工事の施工実績を有すること。 (施工実績:平成29年3月31日迄に竣工しているものに限る。) なお、共同企業体構成員としての実績は、当該共同企業体の代表者として施工したものであること。
8 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。 なお、同条第3項の規定に該当しない場合にあつては、専任であることを要しない。 1) 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3箇月以上の雇用関係があること。 2) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。
9 その他	本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 ※「本工事に係る設計業務等の受託者」とは 株式会社 東和テクノロジー である。

3 入札手続等

手続等	期間・期日		場所・方法等
1) 入札参加資格確認申請書等及び資格確認書類の配布	平成29年 4月12日 10時00分 落札者を決定した日	から まで	美咲町ホームページ(美咲町入札情報)からダウンロードすること。
2) 設計図書等の閲覧等	平成29年 4月12日 10時00分 平成29年 6月 8日 9時59分	から まで	美咲町ホームページ(美咲町入札情報)からダウンロードすること。
3) 設計図書等への質問の受付	平成29年 4月12日 10時00分 平成29年 5月30日 16時00分	から まで	場 所:久米郡美咲町役場まちづくり課 方 法:電子メール メールアドレス:nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp
4) 回答書の閲覧	回答可能となった日 平成29年6月8日午前10時00分	から まで	美咲町ホームページ(美咲町入札情報)
5) ・入札参加資格確認申請書 ・施工実績調書 ・配置予定技術者等調書 ・資格確認書 ・提案書等の提出	平成29年 4月12日 10時00分 平成29年 5月15日 16時00分	から 必着	場 所:久米郡美咲町役場まちづくり課 方 法:郵送又は信書便 (郵送若しくは信書便による場合は、配達記録郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限る。)
6) 申請書類の審査及び改善指示の期限	平成29年 5月24日 16時00分		審査の結果、提案書に改善の必要がある場合はまちづくり課から電子メールにより改善の指示を行う。
7) 審査に伴う改善指示後の提出期間	平成29年 5月25日 10時00分 平成29年 6月 2日 16時00分	から まで	場 所:久米郡美咲町役場まちづくり課 方 法:持参 対象者:改善指示があり再提出を求められた者
8) 入札参加資格確認通知	平成29年 6月 5日 10時00分		電子メールにて通知
9) 入札の受付	平成29年 6月 6日 10時00分 平成29年 6月 8日 16時00分	から 必着	場 所:久米郡美咲町役場まちづくり課 方 法:郵送又は信書便 (配達記録郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限る。)
10) 開 札	平成29年 6月 9日 10時00分		久米郡美咲町役場本庁舎2階会議室
11) 入札結果の公表	落札者を決定した日の翌日以降 注) 閲覧による公表は、 午前8時30分から午後5時15分まで		美咲町ホームページ(美咲町入札情報) 場 所:久米郡美咲町役場まちづくり課
12) 入札参加資格がないとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して3日以内		場 所:久米郡美咲町役場まちづくり課 方 法:電子メール メールアドレス:nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp
13) 入札参加資格がないとされた者への理由の説明	説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内		方 法:電子メール

注) 上記のうちインターネットによる手続によらない場合の期間については、美咲町の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日を除く。

4 入札参加資格申請の提出書類

- ア 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式1号)
- イ 施工実績調書(様式2号)
- ウ 配置予定技術者等調書(様式3号)
- エ 資格確認書(様式4号)
- オ 提案書(自由様式)及び解体工事提案概要書(別記様式1号)(別紙提案書作成要領に従うこと。)
- カ 建設業許可の写し
- キ 最新の経営審査の写し
- ク 関係書類の条件を満たすことを証明する書類
- ケ その他町長が特に必要と定める書類

5 入札に関する事項

- (1) 開札の日時 平成29年6月9日 午前10時
- (2) 開札の場所 岡山県久米郡美咲町原田1735番美咲町役場本庁舎2階会議室
- (3) 入札の方法 郵送による紙入札
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 失格判断基準 有(最低制限価格)
- (6) 調査基準価格 無
- (7) 予定価格 事後公表

(8)開札

- ①入札回数は2回を限度とする。
- ②1回目の開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは再度入札を当日会場にて実施します。
- ③無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加はできません。
2回目の入札参加の場合で、代表者以外の方が入札に参加の場合 は、代表者からの代理人の委任状が必要となります。
- ④開札前の辞退は認めず。辞退届の提出が必要となります。
2回目の入札を辞退される場合も辞退届の提出が必要になります。
- (9)落札者の決定方法 公告2にあげる要件について申請書類により確認した者で、提出された提案書が発注仕様書に基づいた提案であることを満たしているものの内、予定価格以下で最低制限価格以上の金額で応札があった場合、その制限の範囲内で最低の価格で応札したものを落札者とする。(落札となるべき同価の入札をした物が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。)
- (10)入札の無効 本公告において定める資格要件に満たない者が行った入札及び美咲町財務規則(平成17年規則第43号)第98条に該当する入札は、無効とする。
- (11) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額
- (12) 前払金 有(契約書及び町が別途定めた基準で支払う)
- (13) 部分払い 有(契約書及び町が別途定めた基準で支払う)
- (14) 工事費内訳書 有
 - ①入札参加者は、1回目の入札に際し、1回目の入札書に記載する金額に対応した工事費内訳書を郵送で提出すること。
(送付先: 〒709-3717 久米郡美咲町原田1735 美咲町役場 まちづくり課 宛)
 - ②工事費内訳書の様式は、任意様式とするが、その記載内容は最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額およびその算出の基礎となる工種・種別等の内訳を明らかにしたものであること。
- (15)入札書提出期間
平成29年6月6日から平成29年6月8日午後4時までに必着

6 契約の締結

本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者の決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者の決定から議会の議決を経るまでの間に、落札者が、美咲町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱(平成24年訓令第13号)に基づく指名停止等の措置を受けたとき、美咲町建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成17年告示第127号)に基づく指名停止の措置を受けたとき、建設業法第28条第3項もしくは第5項の規定による営業の停止命令(業種は問わない。)を受けたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたとき(更生手続開始の決定を受けているときを除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による「再生手続開始の申立てをしたとき(再生手続開始の決定を受けているときを除く。))又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てをしたとき、又は本件入札に関し美咲町談合情報対応マニュアル(平成21年10月14日制定)に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

7 契約者

美咲町長 定本 一友

8 契約条項を示す場所(発注担当課)

美咲町役場 産業建設観光課

9 その他

この公告に定めのない事項については、「一般競争入札(条件付)公告共通事項」で定めるところによる。